



陳情 6 第 4 号

要 請 書

1945年8月、広島・長崎に原子爆弾が投下され今年で79年を迎えます。原子爆弾は30万人の生命を奪っただけでなく多くの被爆者を生みました。日本国憲法9条は、そういった過去の反省から平和な社会の大切さを世界に向けて発信し続けていますが、軍事力こそが平和を守るといった観念が社会や職場に浸透しつつあります。被爆・戦争体験の風化が進む今、核兵器と戦争の残酷さだけでなく、加害の実相を後世に伝え、二度と同じ過ちを繰り返さないよう語り継いでいくことは私たちの重大な使命です。

世界情勢を見れば、ロシアのウクライナへの軍事侵攻は3年目に入り、ロシア軍の撤退や停戦合意の目途が立たないばかりか、戦闘はさらに激しさを増しています。また、イスラエルによるパレスチナ・ガザ地区への侵攻から半年以上が経過し、パレスチナ側の死者は既に3万8千人を超え、死者の約4割が幼い子どもたちであるという現実を直視しなければなりません。戦争に対する国際社会の足並みは揃わず、停戦に向けた有効な働きかけもできず、世界は一段と対立と分断の道を進んでいます。

このような中、日本国内では中国や北朝鮮の脅威をਅおりながら軍備増強のための大増税路線が進められています。さらには、防衛装備移転三原則の運用指針が変更され、イギリス、イタリアと共同開発中の次期戦闘機の第三国への輸出を可能とすることが閣議決定されました。このことは、武器輸出を厳しく制限してきた日本の安全保障政策の大きな転換であり、日本を再び戦争のできる国に向かわせようとするものです。

また、福島第一原発事故から13年が経過しました。今もなお、避難生活を余技なくされている人がいるにもかかわらず、政府は原発の再稼働へと向けて突き進んでいます。「核と人類は共存できない」という理念の下、すべての原発の即時停止、廃炉が求められます。

私たちは、過去の事実学び、悲惨な戦争と原発事故を繰り返さないために、「語りつごう、走り続けよう、ヒロシマ・ナガサキ・オキナワの心を！」をスローガンに県内全市町村に対して要請行動に取り組んでいます。

つきましては、取組みの趣旨を御理解いただきつくば市におきましても、下記の要請に応えていただけるようお願いいたします。

記

- 一、平和行政を推進するため、原爆パネル展や映画上映などの平和事業を行い、次代を担う子どもたちへ「被爆・戦争体験」を継承する具体策を進めること。
- 一、福島第一原発事故で明らかになった「原子力の安全神話の崩壊」を直視し、東海第二原発をはじめとした全ての原発の廃炉を求めるとともに、原子力エネルギーからの脱却と自然エネルギーへの政策転換を求めるよう、関係各方面に働きかけを行うこと。
- 一、唯一の被爆国として世界のあらゆる核兵器・核実験に反対の意志を表明すること。

2024年7月30日

つくば市議会議長 五頭 泰誠 殿

茨城県平和友好祭実行委員会
委員長

(自治労茨城県本部青年部副部長)